

財政援助団体等監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による監査の結果に関する報告について、同条第9項及び八尾市監査基準第16条の規定により公表します。

令和5年2月28日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	西田 尚美
同	大野 義信

記

1 監査の対象団体

- (1) 八尾防犯協議会
- (2) 八尾市職員厚生会

2 監査の結果に関する報告

別紙のとおり。

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査の結果に関する報告については、市役所本館3階の情報公開室及び本市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	西田 尚美
同	大野 義信

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和4年7月15日から令和5年2月27日まで

2 監査の対象団体

- (1) 八尾防犯協議会（所管 危機管理課）
- (2) 八尾市職員厚生会（所管 総務部職員課）

3 監査の対象

令和3年度の出納事務等（必要に応じて関係する年度に係るものも対象とした。）

4 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、関係法令に適合し、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主な着眼点とした。

5 監査の実施方法

事前に資料の提出を求め、財務諸表その他の関係書類の内容の確認、照合等をし、関係者や所管部局等の職員に事務の執行状況の聴取や質問をする等の方法で実施した。

6 監査の結果

次の指摘事項のとおり、是正、改善等を要するもの等が見受けられた。これらの事項については必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、これらの事項について必要な措置が講じられたときは、遅滞なく監査委員に報告されたい。

指 摘 事 項

【 八尾防犯協議会 】

1 補助金の交付に係る事務について

防犯灯整備補助金等の交付に係る事務において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

- (1) 交付決定について市(危機管理課)が決裁しているもの
- (2) 交付決定通知書の記載が誤っているもの
- (3) 補助金交付申請書の一部が消去可能なボールペンで記載されているもの

【 八尾市職員厚生会 】

1 クラブ活動等活動助成金の交付事務について

八尾市職員厚生会は、会員相互の親睦と福利の増進に資することを目的として、会員が同好者をもって組織するクラブ等の健全な活動を援助するため、八尾市職員厚生会クラブ等活動助成金交付規程に基づき登録されたクラブ等に対し、その代表者の申請により助成金を交付している。

本助成金は、交付申請のあったクラブ等が引き続き健全な活動が継続されていることをその交付要件としているが、交付申請の審査において当該要件の確認が不十分なものが見受けられたので、交付手続の適正及び透明性を確保するよう事務処理を改められたい。